

社会福祉法人隣保の会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人隣保の会 定款第二十三条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会等の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会、評議員会等に出席したときは、次により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	交 通 費
理事会出席報酬等	5,000円	実 費

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会・評議員会等以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 理事が、理事会・評議員会等以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 監事が理事会・評議員会等以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

区 分	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	交 通 費
金 額	実 費	5,000 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員) この規程を適用することができる。

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月15日より適用する。

別表1

名 称	報酬額	交通費	備 考
理事長業務報酬等(月額)	5,000円	実費	
理事業務報酬等(月額)	5,000円	実費	
監事業務監査指導報酬等(月額)	5,000円	実費	

社会福祉法人隣保の会 評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人隣保の会の定款第九条の規定に基づき、評議員の報酬等について定めるものである。

(評議員会等の出席報酬等)

第2条 評議員が評議員会等に出席したときは、次により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	交 通 費
評議員会出席報酬等	5,000円	実 費

(評議員の勤務報酬等)

第3条 評議員が評議員会等以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第4条 評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

区 分	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	交 通 費
金 額	実 費	5,000 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第5条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月15日より適用する。

別表1

名 称	報酬額	交通費	備 考
評議員業務報酬等（日額）	5,000円	実費	